

全日本リコーダー教育研究会

(J a p a n R e c o r d e r S e m i n a r)

略称 J. R. S

会 則

創立：昭和 47 年 11 月 25 日
規約：昭和 50 年 11 月 22 日
改正：平成 11 年 8 月 21 日
改正：平成 14 年 8 月 9 日
改正：平成 17 年 12 月 20 日
改正：平成 19 年 3 月 28 日
改正：平成 23 年 8 月 20 日
改正：平成 26 年 11 月 29 日
改正：平成 28 年 4 月 1 日

全日本リコーダー教育研究会
埼玉県川越市立広谷小学校内
住 所：〒350-0804
埼玉県川越市下広谷 558 番地 1
ファクス：049-225-2171
電話番号：090-8876-7803
HP：<http://www.zenrikoken.com/>

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は「全日本リコーダー教育研究会（Japan Recorder Seminar 略称 J.R.S）」という。

(事務所)

第2条 本会は事務局を会長の指定するところに置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会はリコーダーに関する演奏・指導法などの研究を推進すると同時にその普及発展をはかり、我が国の音楽文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次のことを行う。

- (1) リコーダー教育に関する作品・研究物・資料の開発・収集に関すること。
- (2) 国内及び国外の演奏家・教育者・研究者・団体・組織等との交流・親睦に関すること。
- (3) リコーダー教育及びリコーダーに関する講習会・研究会等の開催に関すること。
- (4) リコーダー音楽を中心とした演奏会・コンクール等の開催に関すること。
- (5) リコーダー教育及びリコーダーに関する作品の開発や出版物・会報などの発行に関すること。
- (6) その他本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第3章 会 員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 リコーダーを愛好する個人で別に定める会費を納める者
- (2) 研究会会員 各都道府県を単位としたリコーダー教育研究会をもって組織し、構成員を5名以上有し本研究会に会員名簿と、会則を提出できる団体で本研究会が承認した研究会で別に定める会費を納める団体
- (3) 会員 本研究会が開催する全国研究大会及びコンテストで参加資格及び出場資格を得た個人及び団体で各事業の申し込みにおいて別に定める会費を納める者
- (4) 維持会員 本研究会の目的に賛同し、別に定める会費を納める者及び団体
- (5) 名誉会員 本会对し特に功労のあった者のうちから、総会の議決をもって推薦された者。
(名誉会長、顧問、参与、名誉会員及び相談役の名称で名簿に記載する。)

(入会)

第6条 会員になろうとする者及び団体は、会費を添えて所定の入会申込書を提出すること。ただし、名誉会員に推薦された者は入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となり、かつ、会費を納めることを要しない。

(資格の喪失)

第7条 次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 正会員は、会費を2年以上滞納したとき。
- (3) 会員及び賛助会員は、目的事業の開催年度までとする。

(退会)

第8条 正会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。会員は、目的事業の全国研究大会及びコンテスト出場年度を終了と同時に退会となる。

第4章 役員及び事務局

(役員、事務局)

第9条 本会に、次の役員及び事務局員を置く。

- | | |
|------------|-------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3～5名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 事務局次長 | 1名 |
| (5) 本部役員 | 10名以内 |
| (6) 地区担当役員 | 各都道府県(2名以内) |
| (7) 監事 | 3名以内 |
| (8) 事務局員 | 若干名 |

(役員を選任)

第10条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 役員及び監事は、個人会員及び学識経験者の中から総会でこれを選出し、会長が委嘱する。ただし、学識経験者の数は、役員総数の2分の1を超えてはならない。
- (2) 会長・副会長は、代表役員会で推挙し総会で承認を得る。
- (3) 本部役員は、代表役員会で推挙し総会で承認を得る。
- (4) 地区役員は、各都道府県研究会で推挙し本研究会で委嘱する。
- (5) 監事は、総会において選出する。ただし他の役員を兼任できない。
- (6) 事務局員は、事務局長の推薦を得て、会長がこれを委嘱する。
- (7) 名誉会長・顧問・名誉会員及び相談役は、代表者会で推挙し、本部役員会で決定する。

(役員職務)

第11条

- (1) 会長は、会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代理し、またはその職務を行う。
次の担当部門を統括する。
 - ①事業部担当は、主催事業を統括する。
 - ②財務部担当は、会計事業を統括する。
 - ③研究部担当は、研究事業を統括する。
 - ④広報部担当は、広報事業を統括する。
- (3) 事務局長は、庶務を統括し、本会の庶務に関する事務を整理し、業務を執行する。
- (4) 事務局次長は、事務局長を補佐し、業務を執行する。
- (5) 本部役員は、役員会を構成し会の重要事項について審議し決定する。
また、事業部・財務部・研究部・広報部を担当する。
 - ①事業部担当は、主催事業を担当する。
 - ②財務部担当は、会計事業を担当する。
 - ③研究部担当は、研究事業を担当する。
 - ④広報部担当は、広報事業を担当する。
- (6) 地区役員は、担当地区の活性化を図り、全日本との交流を図る。
- (7) 監事は、会の事業全般について年二回以上監査し、総会や役員会等で報告をする。

(役員任期)

第12条 役員任期は3年とし再任は妨げない。

2 補充の役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでその職務を行う。

(事務局及び事務局員)

第13条 事務を処理するため、事務局及び必要な事務局員を置く。

- 2 事務局には、事務局長1名、事務局次長2名、事務局員若干名を置く。
- 3 事務局長、事務局次長は本部役員会で互選し、会長がこれを委嘱する。
- 4 事務局員は、事務局長の推薦を得て会長がこれを委嘱する。
- 5 事務局長及び事務局次長は、役員が兼任することができる。

第5章 名誉会長・顧問及び相談役

(名誉会長・顧問・名誉会員・相談役)

第14条 この会に名誉会長・顧問・名誉会員及び相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長への推挙は、会長経験者とし代表者会で推薦し本部役員会で決定する。
- 3 顧問への推挙は、副会長経験者とし、本部役員会で決定する。
- 4 名誉会員への推挙は、本部役員経験者とし、本部役員会で決定する。
- 5 相談役は、本部役員会で推挙し、代表者会で決定する。

第6章 会議

(招集等)

第15条 この会に、次の機関を置き、会長はこれを招集する。

- (1) 総会
- (2) 本部役員会
- (3) 役員会
- (4) 代表者会

(総会)

第16条 総会は年一回会長が招集する。但し、必要に応じて臨時に開くことができる。

- 2 総会では、次の事項を審議し決定する。
 - (1) 会務、決算の報告、事業並びに予算の承認。
 - (2) 役員承認。
 - (3) 規約の変更及び改訂
 - (4) その他会の基本的事項についての審議決定。

(本部役員会)

第17条 本部役員会は会長が招集する。

構成は、会長・副会長・事務局長・事務局次長・本部役員をもってこれにあたる。原則として年二回(総会開催前日及びコンテスト開催前日)開催する。但し、必要に応じて臨時に開くことができる。

- 2 本部役員会は会務の執行機関で次の事項を審議し、決定遂行する。
 - (1) 総会から委任された事項を審議し、決定する。
 - (2) 本部役員より推挙及び承認された役員の認証
 - (3) 総会に提出する議案。
 - (4) 事業の企画に関する事項。
 - (5) 規約・細則等の決定に関する事項。
 - (6) 研究・交流・親睦その他会務に必要な重要事項。

(役員会)

第18条 役員会は、会長が年二回招集する。(全国研究大会開催日及びコンテスト開催日)構成は、会長・副会長・事務局長・本部役員をもってこれにあたる。但し、必要に応じて臨時に開くことができる。

- 2 役員会は、次の事項を審議し、遂行する。
- (1) 総会及び本部役員会から委任された事項。
 - (2) 総会及び本部役員会に提出する議案。
 - (3) 各地区の情報交換等に関する事項。
 - (4) その他会務の執行に必要な事項。

(代表者会)

第19条 代表者会は、会務の執行機関で、原則として年2回開く。構成は、会長・副会長・事務局長をもってこれにあたる。

- 2 代表者会では、次の事項等を審議し、執行にあたる。
- (1) 会務の執行に関する企画運営等に必要な事項。
 - (2) 各機関から委任された事項。
 - (3) 各機関に提出する議案に関する事項。
 - (4) その他会務に必要な事項。

第7章 研究大会及びコンテスト

第20条 本会は、原則として年1回、次の行事を行う。但し、開催地及び運営については代表者会でこれを決定する。

- (1) 全日本リコーダー教育研究会 全国研究大会
- (2) 全日本リコーダーコンテスト
- (3) その他

第8章 会 計

第21条 本会の経費は、会費、助成金、賛助会費、その他の収入をもってこれに充てる。

2 会費は、年会費として徴収する。

正会員	一人	=	3000円	(ただし研究会会員で登録した者は免除)
会 員	一団体	=	3000円	
研究会会員	一研究会	=	10000円	

※研究会会員とは、各都道府県を単位としたリコーダー教育研究会をもって組織し、構成員を5名以上有し、本研究会に会員名簿と、会則を提出できる団体で本研究会が承認した研究会を指す。

※研究会会員に所属し、会員名簿に掲載されている者は正会員と同様の扱いとする。

- 3 会費の納入は、毎年6月末日までに納入すること。(納入方法は別途定める。)
- 4 助成金、賛助会費等については別に定めたところによる。
- 5 名誉会長、顧問、名誉会員、相談役及び事務局員に関しては徴収しない。

第22条 本会の会計年度は、毎年10月に始まり、翌年9月30日までとする。

第9章 付 則

第23条 この会の目的にそった運営を円滑厳正にするため、必要な細則等は別に定める。また、細則等は代表者会で決定し常任理事会の承認を得る。

第24条 この規約は平成28年4月1日より施行する。

【過去の全国大会開催地一覧】

第1回 岐阜・恵那大会	(S48. 11. 25～26)	第2回 長野大会	(S48. 12. 8)
第3回 鳥取大会	(S49. 11. 29)	第4回 愛知・豊橋大会	(S50. 11. 22)
第5回 滋賀大会	(S51. 11. 19)	第6回 新潟大会	(S52. 11. 25)
第7回 東京大会	(S54. 2. 10～12)	第8回 静岡大会	(S54. 12. 1～2)
第9回 東京大会	(S56. 3. 29～30)	第10回 北海道・札幌大会	(S56. 8. 3～4)
第11回 鹿児島大会	(S57. 8. 25)	第12回 高知大会	(S59. 2. 10～11)
第13回 大阪大会	(S59. 8. 1～2)	第14回 北海道・函館大会	(S60. 9. 6～7)
第15回 東京大会	(S63. 3. 27～28)	第16回 大阪・兵庫大会	(H元. 2. 9～10)
第17回 新潟・佐渡大会	(H元. 11. 24～25)	第18回 沖縄大会	(H2. 10. 26～27)
第19回 神奈川・横浜大会	(H4. 3. 29)	第20回 東京大会	(H4. 8. 29)
第21回 北海道・羅臼大会	(H5. 8. 26～27)	第22回 大阪大会	(H6. 8. 18～19)
第23回 高知大会	(H8. 2. 23)	第24回 長崎大会	(H8. 8. 19～20)
第25回 三重・桑名大会	(H9. 8. 1～2)	第26回 埼玉・所沢大会	(H10. 8. 20～21)
第27回 静岡・浜松大会	(H11. 8. 26～27)	第28回 鳥取大会	(H12. 8. 21～22)
第29回 高知・宿毛大会	(H13. 6. 22)	第30回 鹿児島・霧島大会	(H14. 8. 8～9)
第31回 新潟・長岡大会	(H15. 11. 14)	第32回 東京大会	(H16. 8. 21)
第33回 兵庫・高砂大会	(H19. 11. 22)	第34回 東京大会	(H20. 8. 23～24)
第35回 北海道・札幌大会	(H22. 7. 29～30)	第36回 沖縄大会	(H23. 11. 4)
第37回 三重・鈴鹿大会	(H24. 10. 26)	第38回 東京大会(創立40周年式典)	(H25. 11. 23)
第39回 北海道・北斗大会	(H26. 11. 27～28)	第40回 東京大会	(H27. 11. 13)
第41回 沖縄大会	(H28. 10. 14)	第42回 兵庫・姫路大会	(H29. 10. 14)
第43回 新潟・佐渡大会	(H30. 11. 22～23)	第44回 大阪大会	(R元. 10. 25～26)

【全日本リコーダーコンテスト開催日及び開催場所一覧】

年度	回数	開催場所	開催日時
昭和54年度	第1回	東京 武蔵野音楽大学ベートーベンホール	昭和55年2月11日(月)
昭和55年度	第2回	東京 武蔵野音楽大学ベートーベンホール	昭和56年3月29日(日)
昭和56年度	第3回	東京 武蔵野音楽大学ベートーベンホール	昭和57年3月27日(土)
昭和57年度	第4回	東京 武蔵野音楽大学ベートーベンホール	昭和58年3月26日(土)
昭和58年度	第5回	東京 武蔵野音楽大学ベートーベンホール	昭和59年3月27日(火)
昭和59年度	第6回	東京 武蔵野音楽大学ベートーベンホール	昭和60年3月27日(水)
昭和60年度	第7回	東京 武蔵野音楽大学ベートーベンホール	昭和61年3月29日(土)
昭和61年度	第8回	東京 武蔵野音楽大学ベートーベンホール	昭和62年3月29日(日)
昭和62年度	第9回	東京 上野学園大学石橋メモリアルホール	昭和63年3月28日(月)
昭和63年度	第10回	東京 上野学園大学石橋メモリアル・エリアンホール	平成元年3月27日(月)
平成元年度	第11回	東京 練馬文化センター 大ホール	平成2年3月29日(木)
			平成2年3月30日(金)
平成2年度	第12回	千葉 市川文化センター 大ホール	平成3年3月27日(水)
			平成3年3月28日(木)
平成3年度	第13回	東京 北とぴあ さくら・つつじホール	平成4年3月30日(月)
平成4年度	第14回	東京 北とぴあ さくら・つつじホール	平成5年3月30日(火)
平成5年度	第15回	東京 府中の森芸術劇場 どりーむ・ウィーンホール	平成6年3月29日(火)
平成6年度	第16回	東京 府中の森芸術劇場 どりーむ・ウィーンホール	平成7年3月27日(月)
平成7年度	第17回	埼玉 所沢ミューズ アークホール	平成8年3月28日(木)
		東京 ティアラこうとう 大ホール	平成8年3月29日(金)
平成8年度	第18回	埼玉 所沢ミューズ アーク・マーキーホール	平成9年3月27日(木)
平成9年度	第19回	埼玉 所沢ミューズ アーク・マーキーホール	平成10年3月27日(金)
平成10年度	第20回	埼玉 所沢ミューズ アーク・マーキーホール	平成11年3月28日(月)
平成11年度	第21回	東京 江戸川区総合文化センター	平成12年3月28日(火)
平成12年度	第22回	東京 江戸川区総合文化センター	平成13年3月28日(水)
平成13年度	第23回	東京 江戸川区総合文化センター	平成14年3月27日(水)
平成14年度	第24回	東京 江戸川区総合文化センター	平成15年3月27日(木)
平成15年度	第25回	東京 江戸川区総合文化センター	平成16年3月28日(日)
平成16年度	第26回	東京 江戸川区総合文化センター	平成17年3月27日(日)
平成17年度	第27回	東京 江戸川区総合文化センター	平成18年3月26日(日)
平成18年度	第28回	東京 江戸川区総合文化センター	平成19年3月28日(水)
平成19年度	第29回	東京 江戸川区総合文化センター	平成20年3月30日(日)
平成20年度	第30回	東京 江戸川区総合文化センター	平成21年3月29日(日)
平成21年度	第31回	東京 江戸川区総合文化センター	平成22年3月28日(日)
平成22年度	第32回	東京 江戸川区総合文化センター	平成23年3月27日(日)
(※東日本大震災の為 中止)			
平成23年度	第33回	東京 江戸川区総合文化センター	平成24年3月25日(日)
平成24年度	第34回	東京 江戸川区総合文化センター	平成25年3月27日(水)
平成25年度	第35回	東京 江戸川区総合文化センター	平成26年3月30日(水)
平成26年度	第36回	東京 江戸川区総合文化センター	平成27年3月29日(日)
平成27年度	第37回	東京 江戸川区総合文化センター	平成28年3月27日(日)
平成28年度	第38回	東京 江戸川区総合文化センター	平成29年3月26日(日)
平成29年度	第39回	東京 江戸川区総合文化センター	平成30年3月25日(日)
平成30年度	第40回	東京 江戸川区総合文化センター	平成31年3月30日(土)
令和元年度	第41回	東京 江戸川区総合文化センター	令和2年3月29日(日)
(※新型コロナウイルス感染拡大の為 中止)			